

フォローアップ説明会参加申込者からの質問等一覧
(平成 23 年度上半期分)

番号	質 問	回 答
1	個人がした飲食など、明らかに私的流用と思われる領収書等を政治団体の領収書等として認めてよいか。	<p>高額領収書等で、あて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているものについては、会計責任者等に対するヒアリングにおいて、これらの領収書等が当該国会議員関係政治団体あてに発行された領収書等であることを確認します。</p> <p>なお、政治資金監査は、外形的・定型的な監査であり、政治資金の使途の妥当性を評価するものではありませんが、書面監査において発見した各種の問題点等のヒアリングを行うことは差し支えありません。</p>
2	飲食費の支出は認められるのか。	<p>政治資金監査は、政治資金の使途の妥当性を評価するものではありません。これは、政治資金の透明性の向上を図りつつ、同時に、政治活動の自由の確保の要請に応えるべく、国会における議論の結果、外形的・定型的な監査とすることで合意されたものです。</p>
3	会計責任者の政治資金監査に対する認識が薄いと聞いているが、政治資金監査について、衆議院事務局・参議院事務局から国会議員関係政治団体に事務連絡等で周知されているのか。	<p>衆議院事務局・参議院事務局に確認したところ、国会議員関係政治団体へ政治資金監査についての通知は出していないとのことです。</p> <p>政治資金監査制度はまだ始まったばかりであり、制度が定着していく過程で認識も深まるのではないかと考えます。事務局としても、機会をとらえて制度の周知啓発を行いたいと考えています。</p>
4	政治資金監査後の報道を見ると、すべての支出について、支出を証する書面等がそろっていることを確認するだけでは、世間の理解を得られないように思う。監査手法を取り入れるべきではないか。	<p>政治資金監査は、政治資金の透明性の向上を図りつつ、同時に、政治活動の自由の確保の要請に応えるべく、国会における議論の結果、外形的・定型的な監査とすることで合意されたものです。</p>
5	現在、政治団体の収入が問題になっているが、なぜ収入は政治資金監査の対象でないのか。	<p>政治資金監査の方法については、各政党、政治団体の政治活動のあり方に関わることから、まずは、各党各会派で議論いただくべき問題であると考えます。</p>
6	政治資金監査の費用を、当該政治資金監査を受ける国会議員関係政治団体に負担させる現行のシステムでは、政治資金監査人の独立性、中立性を担保できない。ましてや国会議員個人の確定申告を受注している税理士が当該国会議員に係る国会議員関係政治団体の政治資金監査を行って	<p>政治資金監査は、政治資金の透明性の向上を図りつつ、同時に、政治活動の自由の確保の要請に応えるべく、国会における議論の結果、外形的・定型的な監査とすることで合意されたものです。</p> <p>政治資金監査の方法については、各政党、政治団体の政治活動のあり方に関わる</p>

	<p>いる場合には、さらに政治資金監査の適正性が疑われる。政治資金監査を行う者の選任は、政治資金適正化委員会が行い、政治資金監査の費用は政治団体の規模（収入）に応じて政治資金適正化委員会が徴収、監査人に支払うシステムにすべきではないか。</p>	<p>ことから、まずは、各党各会派で議論いただくべき問題であると考えます。</p> <p>なお、政治資金監査を行うに当たって弁護士、公認会計士又は税理士としての信用を傷つけ、品位を害するような行為をした場合には、弁護士法、公認会計士法又は税理士法上の信用失墜行為として、懲戒処分の対象となり得ます。</p>
7	<p>監査や不正調査に関する知見を所有する公認不正検査士及び公認内部監査人を登録政治資金監査人に登録することはできないか。</p>	<p>政治資金規正法では、弁護士、公認会計士、税理士のいずれかに該当する者が登録政治資金監査人になることができることとしています。</p> <p>ただし、登録政治資金監査人である公認不正検査士及び公認内部監査人が政治資金監査を行うに当たり、その知見等を活用することを妨げるものではありません。</p>
8	<p>登録政治資金監査人の現場からの意見などを取り入れて、今後、制度の見直しを図っていく必要があると思うが、現時点での見直しの方向性や今後の政治資金監査制度について、どのように考えているのか。</p>	<p>政治資金監査制度は、まだ始まったばかりであり、現場からの声にもよく耳を傾けながら制度の改善・充実を図っていきます。具体的には、登録政治資金監査人の指導・助言機能の向上、政治資金監査に関するQ&Aやチェックリストの充実等に取り組むつもりです。</p>
9	<p>監査人証票をクレジットカードサイズに変更してもらえないか。</p>	<p>監査人証票の大きさ、本人を証明する写真及び記載事項の内容から現在の大きさが望ましいものと考えます（税理士証票と同じ大きさ。）。</p>
10	<p>監査報酬の基準を作成し、国会議員関係政治団体に通達しないのか。</p>	<p>政治資金適正化委員会において、政治資金監査報酬の指針や基準等を示すことはしていません。</p>
11	<p>政治資金監査人の中で、何名が実際の政治資金監査を行っているのか。</p>	<p>政治資金適正化委員会において、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の正確な数は把握していません。</p> <p>昨年度に当委員会において実施したアンケート調査では、3528人の登録政治資金監査人のうち、2029人から回答をいただき、そのうち530人が政治資金監査を行ったとの回答がありました。</p>
12	<p>登録政治資金監査人に政治資金監査のあっせんをしないのか。</p>	<p>政治資金監査は、法令及び政治資金監査マニュアルの規定の範囲内において、登録政治資金監査人と国会議員関係政治団体の合意に基づき契約するものです。政治資金適正化委員会において、政治資金監査のあっせんはいたしません。</p>
13	<p>会計帳簿として、エクセルで単式簿記を作成している国会議員関係政治団体に複式簿記の使用を勧めている。複式簿記を使用させる手立てはないか。</p>	<p>会計帳簿の様式は、政治資金法施行規則によって定められており、その様式は単式簿記となっています。</p>
14	<p>振込みの方法による支出の場合で、徴難明細書の添付がある場合には、振込明細書</p>	<p>振込明細書がある場合は、支出目的書を作成する必要があります。振込明細書を亡</p>

	に係る支出目的書の添付は不要か。	失等した場合には、徴難明細書を作成することとなります。
15	その他の政治団体の支部の責任者(役職は支部長)に月額10万円(定額)を活動費として支給しているが、本人から明細書の報告があるものの領収書等は添付されていない。このような場合、支部の責任者への給与(人件費)として処理することが妥当なのか。それとも明細書通りの領収書を全て徴収し、徴収不能なものは徴難明細書を作成すべきか。	政治資金監査は、外形的・定型的な監査であり、政治資金の使途の妥当性を評価するものではありません。国会議員関係政治団体に係る支出であるか否かについては、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が判断することが基本です。 なお、その他の政治団体の支部の責任者が当該国会議員関係政治団体の代表者又は会計責任者と意を通じて支出した場合は、当該支出の領収書等を会計責任者に提出することとなります。
16	東日本大震災により被災した国会議員関係政治団体の政治資金監査対象である平成23年1月から3月に支出した領収書等が滅失又は紛失した場合についてどのように取り扱うべきか(H24年5月末が提出期限のもの。)	領収書等を亡失等した場合、会計責任者が当該領収書等の発行者に対し再発行を要請してもらうこととなります。 それでも、領収書等を備えることができない場合は、領収書等亡失等一覧表を作成することとなります。 なお、会計責任者が特に必要と判断する場合には、亡失した事情を「備考」欄に記載することができます。
17	政党支部の所在地が地方都市にあるが、実際には、支部の活動費とみられる支出(例えば、印刷類の発注費、事務機器の賃貸料費)が都内の議員会館の事務所で行われている場合において、領収書のあて名が議員会館内の事務所となっているものがある。このような支出は、あて先が議員会館内とされているものであっても、内容に応じて支部の支出に係る領収書として処理すべきでないか。	高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているものについては、会計責任者等に対するヒアリングにおいて、これらの領収書等が当該国会議員関係政治団体あてに発行された領収書等であることを会計責任者等に確認してください。
18	クレジットカードによる支払いで発行された明細書は、領収書として取り扱われないが、クレジットカード支払の普及度を考えると領収書等として認めても支障がないのではないか。	クレジットカードの月次利用明細書は、口座振替予定額の通知であり、領収書等に該当しません。 ただし、クレジットカードを利用した際に発行される書面(支出の目的、金額、年月日が記載されたもの)を領収書等として取扱うこととしても差し支えありません。
19	収支報告書で使用される項目名にはどのようなものがあるか。	支出については、経常経費と政治活動費に区分され、経常経費には、人件費、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費、政治活動費には、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金、その他の経費があります。
20	職員の旅費規程を作成し、その規程にしたがって出張旅費を支給した場合、職員の受領印が出張旅費精算書に押しあれば領収書として認められるか。	当該出張旅費精算書が、支出の目的、金額、年月日が記載された支出を証する書面であれば、領収書等に該当します。
21	政治資金監査報告書の記載の中で、明細書	明細書とは、次に掲げるものをいいま

	<p>がありますが、この明細書についての定義、説明を調べても見当たらないが、具体的にどういうものが明細書に当たるのか。</p>	<p>す。(法第10条)</p> <p>① 政治団体の代表者又は会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために寄附を受けた者が会計責任者に提出しなければならないとされている寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を記載した書面</p> <p>② 政治団体の代表者又は会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために支出をした者が会計責任者に提出しなければならないとされている支出を受けた者の氏名及び住所を記載したもの並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した書面</p> <p>③ 政治団体のために寄附のあつせんをした者が会計責任者に提出しなければならないとされている当該寄附をした者及び当該寄附のあつせんをした者の氏名、住所及び職業、当該寄附の金額及び年月日並びに当該寄附のあつせんに係る金額及びこれを集めた期間を記載した書面</p> <p>④ 政治団体のために政治資金パーティーの対価の支払いのあつせんをした者が会計責任者に提出しなければならないとされている当該対価の支払をした者及び当該対価の支払いのあつせんをした者の氏名、住所及び職業、当該支払われた対価の金額及び年月日並びに当該対価の支払いのあつせんに係る金額及びこれを集めた期間を記載した書面</p>
22	<p>収支報告書の代表者が国会議員以外の者で政党支部の場合は収支報告書を都道府県選挙管理委員会に提出するだけで監査報告書は不要なのか。</p> <p>また、政党に属さない立候補者(例：県知事、市長等)の政治団体についても上記と同様に取り扱われるのか。</p>	<p>政治資金監査を受ける必要がある国会議員関係政治団体は下記の通りです。</p> <p>① 国会議員及び国会議員に係る選挙の候補者(候補者になろうとする者を含む。以下同じ。)が代表者である団体</p> <p>② 個人の寄付に関する税制上の優遇措置の適用を受ける政治団体のうち、特定の国会議員又は国会議員に係る選挙の候補者を推薦又は支持することを本来の目的とする団体</p> <p>③ 国会議員又は国会議員選挙の候補者が代表者で、選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位とする政党の支部したがって、代表者が国会議員関係政治団体でない政党支部及び県知事や市長等に係る政治団体は政治資金監査を受ける必要はありません。</p>